

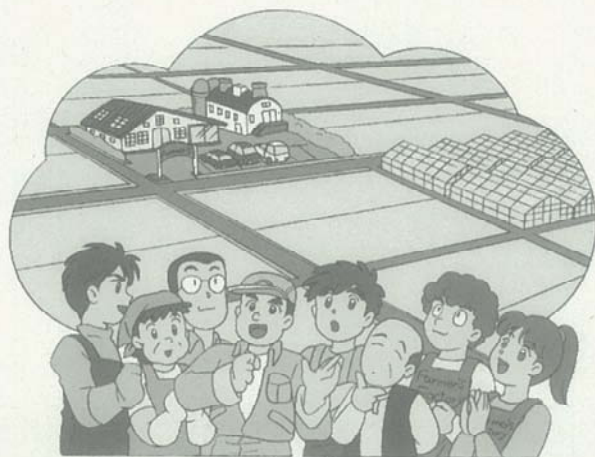
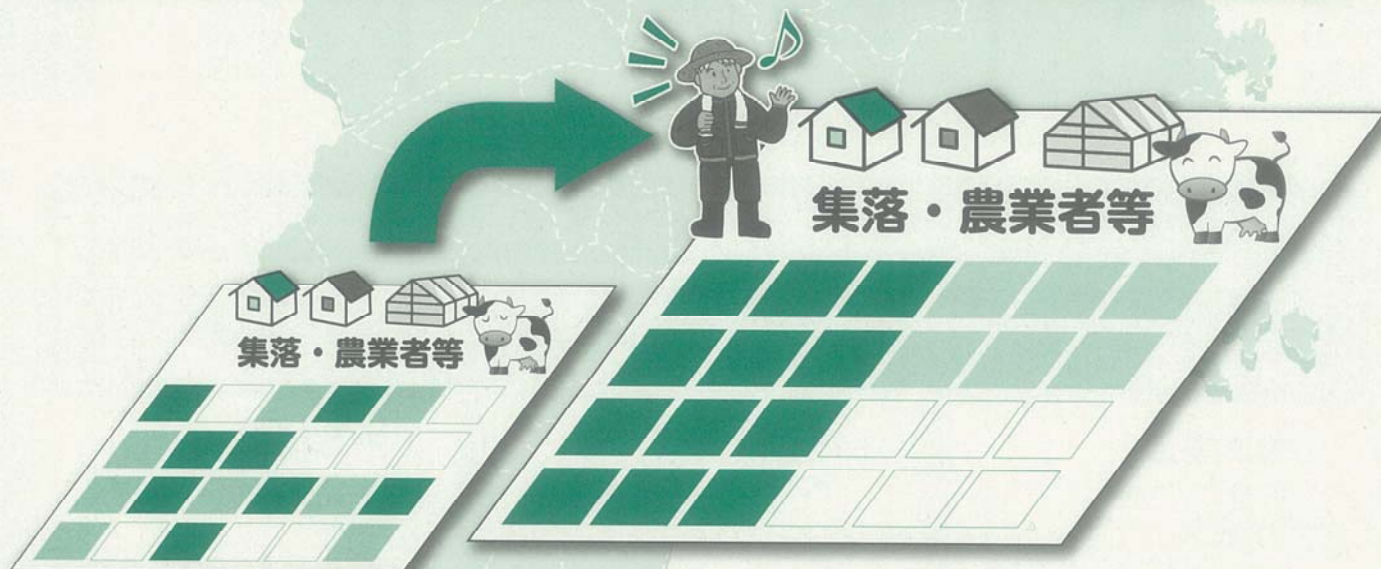
# みやぎの農地中間管理事業

農地の有効利用と農業経営の効率化!

## 農地中間管理事業を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめた担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規就農するので農地を借りたい方

## 認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



# 農地の貸し借りの新しい仕組み! 農地中間管理事業を活用しましょう



出し手

機構へ  
貸付け

市町村、農業委員会  
又はJA等へ相談

## 農地中間管理機構

- ① 農地を借受け  
(農地中間管理権)
- ② 必要な場合は、簡易な条件整備等を実施
- ③ 担い手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付け

機構から  
借受け

農用地利用配分計画案  
(市町村作成)



受け手

## 機構への農地の出し手等に対する支援(機構集積協力金)

地域に対する支援

### 「地域集積協力金」

- ① 交付対象者  
市町村内の「地域」(注1)
- ② 交付要件  
「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
- ③ 交付単価
 

2割超5割以下	2.0万円/10a
5割超8割以下	2.8万円/10a
8割超	3.6万円/10a

※上記はH27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)  
H28・29年度は基本単価の1.5倍  
H30年度は基本単価  
※津波被災市町村は上記金額に4千円上乗せ

経営転換・リタイアする場合の支援

### 「経営転換協力金」

- ① 交付対象者  
「経営転換する農業者」  
「リタイアする農業者」  
「農地の相続人」
- ② 交付要件
  - ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
  - ・当該農地が機構から受け手に貸し付けられること  
(集落営農と特定農作業受委託契約を10年以上締結した場合も対象)
- ③ 交付単価
 

0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超2ha以下	50万円/戸
2ha超	70万円/戸

集積・集約に協力する場合の支援

### 「耕作者集積協力金」

- ① 交付対象者  
機構の借受農地等に隣接する農地を、  
・「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」  
・「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件  
交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価  
2万円/10a  
※上記はH27年度までの特別単価(=基本単価の4倍)  
H28・29年度は基本単価の2倍  
H30年度は基本単価

注1: 「地域」とは、同一市町村内で、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれている農業集落、大字、学区区など外縁が明確な区域。



## 農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

### ステップ①

市町村, 農業委員会, JA等の相談窓口へ連絡します。

貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA等の委託先含む)と貸付希望者の交渉(期間, 賃料など)

### ステップ②

貸付期間, 賃料等の諸条件を相談し契約します。(機構に貸借に係る権利が移動します。)

機構と貸付希望者の契約締結

条件整備は必要に応じて実施

機構による条件整備の実施



## 農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)の募集への応募

### ステップ①

(市町村, 農業委員会, JA等の相談窓口へ相談) 機構による借受希望者の募集に応募します。

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程(貸付先決定ルール)に基づき, 受け手を選定

### ステップ②

機構と期間, 賃料等の諸条件を相談します。

機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

### ステップ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると, 借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

機構が農用地利用配分計画を決定後, 県が公告(農地の権利移動)

# 事業のポイント

## ①借受基準（機構が借り受ける場合）



- ・農業振興地域内の農用地等を借り受けます。  
ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

## ②貸付先決定ルールの基本原則（機構が貸し付ける場合）



- ・農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながることを。
- ・既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ・新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ・借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

## ③契約の解除（機構から貸し付ける相手が見つからない場合）



- ・機構が農地を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することができます。

## お問い合わせは

○各市町村、農業委員会、JA等

○宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○宮城県農林水産部 農業振興課 経営構造対策班

○県の地方機関

- ・宮城県大河原地方振興事務所 農業振興部
- ・宮城県仙台地方振興事務所 農業振興部
- ・宮城県北部地方振興事務所 農業振興部
- ・宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 農業振興部
- ・宮城県東部地方振興事務所 農業振興部
- ・宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部
- ・宮城県気仙沼地方振興事務所 農林振興部

Tel022-275-9192

Tel022-211-2835

Tel0224-53-3516

Tel022-275-9251

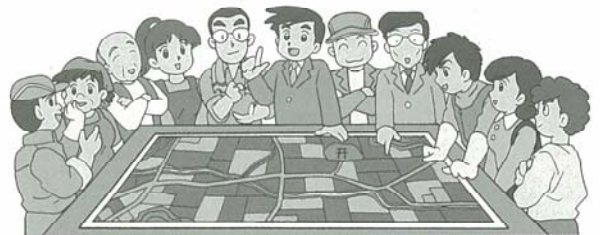
Tel0229-91-0718

Tel0228-22-2268

Tel0225-95-7115

Tel0220-22-3535

Tel0226-24-2534



※平成26年3月1日に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、競争力のある農業経営体の育成、規模拡大や生産コストの削減等を図るため、農地の中間的受け皿である農地中間管理機構が新たに設立されました。宮城県では、平成26年4月1日から公益社団法人みやぎ農業振興公社が農地中間管理機構として業務を開始しました。